

(1)
/ (19)

R4(2022).6.26 写25°-

(一九九六)
(平成八年八月一日作成)

栗生武夫先生隨筆拾遺

栗生武夫先生單行本未收錄論稿集 第一輯

（2）
小原
「栗生武夫先生の著述」

はしがき

栗生武夫先生（一八九〇—一九四二）研究のために、先に竹内の助力を受けて、吉原名で、「栗生武夫先生著作等目録稿（三訂版）」（平成八年二月一日刊）を作成した。この過程で気付いたことであるが、栗生先生には、単行本未収録の論稿がなおかなり存在する。このため、今後これらを逐次取りまとめていきたいと考えているが、ここに第一輯として、随筆を集めてみた。

周知のように、栗生先生は、名文家として知られ、その随筆集としては、「一法学者の嘆息」（弘文堂書房、昭和一年）があるが、ここでは、同書に漏れたものの一部と同書刊行後に執筆されたものを収めた。本来ならば、すべてワープロで打ち直した上で再編集すべきであろうが、今はその余裕がない。ただ、複写して発表年代順に並べたのみにすぎない。このうち「法規史の観念」は、同書に「法律史の形態」として、一部改稿して収録されているが、当時のドイツにおける法制史の動きとも密接に関連していると思われるので、あえて「参考」として収めておいた。なお新聞掲載のものについては、縮刷版を拡大したので、却つて読みにくくなつたことをお断りしておく。いずれ再編集の機会を持ちたいと考えている。

今般、私どもの知り得る限りでの随筆の類を収めたが、なお遺漏なきを期し難い。御教

示を賜われば幸いである。

平成八年八月一日

渋谷金王神社界隈にて

近編 老古董書院

日

次

1

八月の論壇 (3) 華々しき論戦

2

—日本資本主義の特質問題—

3

高等試験令の改正 (上)

4

—自由主義下の官吏政策—

5

高等試験令の改正 (下)

6

—統制経済下の官吏政策—

7

カレンントブックス (田村徳治「学問と世界の真実」〈立命館出版〉他)

8

不徹底な高文改正案

9

震災の思出

(3)

東京朝日新聞聞

日四十月二十年二十和昭

(日曜火)

高等試験令の改正

自由主義下の官吏政

宋生武夫

一〇四

統治主義下の貿易政策

卷之三

ପ୍ରକାଶିତ

日五十月二十年二十和日

水曜日

ପ୍ରକାଶକ ମେଳି

(5)

L



トンレスクツ

栗生 武夫

「おや、先生か」と笑へて
「うう、十回なれども
お前が最初の子で入るの
のやうか」と、エリックの口元
の顔がうつむいてゐた。

文獻

秀城 小畠

と眼に留めたが、どうもいまお

へて見ると、あの庭が自分の家の庭のやうにおもはれてならない。ビヨツトするとかの夢は正夢だったのではないか?

ちやうどあの日のあの時刻に父も母も庭も一緒に畠となりつづつたのではなからうか?さ

う思ふと心臓が疼く。

打つた電報に対する返事は未だ来ない。あの老い妻への母と父とは今朝どうしてぞられるこ

とであらうか?

妻の上も心許ない。先日來た手紙に八月一杯は京都にあるつ

もりとあつたから、早く東京へ歸るやうに勧めておいたが、あの勤めに従順であつたとする

と彼女は死るために歸京したところになる。

僕が三日間の心配にわたくしの肉はゾソリ落ちた。持病の神經痛が不氣味に痛む』

×

翌六日(木)の日記は却てあ

る。

『メリスの歴史哲學を讀んでゐると、窓の下で自動車が止つたので覗いてみると、河井が例

の人の手を取つて恭々しく御車から下ろすところだ。河井はラ

ック塗りの靴を光らしてゐる。やがて二人は上つて來た。(週

間海岸のホテルに避暑してゐたとかで、海岸生活の樂しさをたくしに話す。

厄介な事にこの婦人の前ではわたくしは河井ともドイツ語で話さねばならない。貴婦人の前

では貴婦人のおわりになると必ず使用するのが禮儀だといふことだが、それよりも先きな事

は、この婦人が大さうのヤキモチ風で、河井が日本語で話さうものなら妙に雅雅としてンと角

を出してしまふからである。

河井の話振りがあんまり快活なう。

河井の芝居や映説は今日

は休みだ。日本に對する同情を表示するためだ。

夜はレギナで食事をする。いつ

は日本の地図につき未だ知らな

いのではなく、かしらと疑ひ出し

た。まさか、あの新聞一杯に載

つてある大事件を、いくら旅行中とはいへ、知らないこともあるまいとは思ひつても、試みた。

「貸下は日本の地図につき知識をお持ちですか」と聞いて見る

と、平氣な顔付きて、「否」と來說った。全くこの瞬間、僕はドイツ語が出来なくなり、危く日本語で

「この大馬鹿野郎」と怒鳴らうとするのを喉のところでややく抑へる。

河井の顔色を見る見る異常に緊張し出したのは、わたくしが新聞紙の「山を駆づて彼の前に突出してからのことであった。」

翌七日(金)の帰にはかうある

「ベルリンの芝居や映説は今日

は休みだ。日本に對する同情を表示するためだ。

おいてドイツ國民の英しき友情を誇張するのは、日本の筋に

立派な精神を感ずる。この大なる災厄の中に立上つた。さうしていつた

士がみなオーラを下に置いて自分へ目頭を送つてゐる。自分

も立上つた。さうしていつた

士がみなアーチークを下に置いて自分へ目頭を送つてゐる。自分

も立上つた。さうしていつた

士がみなアーチークを下に置いて自分へ目頭を送つてゐる。自分

も立上つた。さうしていつた

士がみなアーチークを下に置いて自分へ目頭を送つてゐる。自分

も立上つた。

×

223

一人偶の方でフォーカを動かしてゐると、體装した立派な男

が近づいて來た。見ると窓ねてかつた。二本打ち三本打つてやうやく返礼に接した。それには『改

變了。皆無事』とあつた『皆無事』と聞いて一と安心はしたが、日本とドイツは一度干戈は

さう改つた日調ていふ――『貴

國今回の不幸は同情に堪えないと、平氣な顔付きて、「否」と來說った。全くこの瞬間、僕はドイツ

語が出来なくなり、危く日本語で

「この大馬鹿野郎」と怒鳴らうとするのを喉のところでややく抑へる。

河井の顔色を見る見る異常に緊張し出したのは、わたくしが新聞紙の「山を駆づて彼の前に突出してからのことであった。」

翌七日(金)の帰にはかうある

「ベルリンの芝居や映説は今日

は休みだ。日本に對する同情を表示するためだ。

おいてドイツ國民の英しき友情を誇張するのは、日本の筋に

立派な精神を感ずる。この大なる災厄の中に立上つた。さうしていつた

士がみなアーチークを下に置いて自分へ目頭を送つてゐる。自分

も立上つた。さうしていつた

士がみなアーチークを下に置いて自分へ目頭を送つてゐる。自分

も立上つた。さうしていつた

士がみなアーチークを下に置いて自分へ目頭を送つてゐる。自分

も立上つた。

×

223

東京からの返電はなかなか來なかつた。二本打ち三本打つてやうやく返礼に接した。それには『改

變了。皆無事』とあつた『皆無事』と聞いて一と安心はしたが、日本とドイツは一度干戈は

さう改つた日調ていふ――『貴

國今回の不幸は同情に堪えないと、平氣な顔付きて、「否」と來說った。全くこの瞬間、僕はドイツ

語が出来なくなり、危く日本語で

「この大馬鹿野郎」と怒鳴らうとするのを喉のところでややく抑へる。

河井は辯護士として警官してゐる。(資料叢書紹介卷四)

事變の世界史的意義

る時代であつた。だから當時の政治的指導者としてはどうしてもここで思切つた外科的大切開を行ふの外はなかつたが、ここに一つの活路は、大陸への發展即ちベルシヤの征服といふことであつた。

何にしろベルシヤはギリシヤよりもはるかに後れた經濟發展の段階には立つてゐたが、土地は廣く人口は多く、農業もなかなか盛んだつたので、もしギリシヤが、ここを征服して進歩したギリシヤの經濟様式——例へば都市生活とか貨幣制度とか資本主義とか所有權の安全とか商業取引の自由とか——を持込みれば、きっとここにも經濟的繁榮が花咲き、ベルシヤ自身はもちろん、ギリシヤもまたこれを機會にその國運の行詰を見事に打開しうるに相違ないといふ考がギリシヤ政治家の間に早くから抱持されてゐたのであつた。有名な政論家のインクラチスなども、ギリシヤにとつての唯一の出口はベルシヤである・廣大な領土はギリシヤの植民地とならねばならぬと断言してゐるさうである。だからかう考へて來ると、アレキサンダー大王のベルシヤ征服といふ大事業は、大王一人の個人的功名心から出たものでは決してない。あの冒險的大事業の背後に全ギリシヤ民族の一致した支持と要望があつたに相違ないのである。大王は全ギリシヤ民族の熱心な要望に促され、ギリシヤの運命を開拓すべく『歴史の擔ひ手』として立上つたものに相

遠なかつたのである。

二

大王東征の結果は果して果敢的であつた。大王自身の國家は大王の早世によつて瞬間的に消滅してしまつたが、その廢趾に若木のやうに生長した新エジプト以下の諸國家は、大王の遺勅を繼承して、よくギリシヤ文化の東方進出のために貢獻した。史上『ヘレニズム時代』の名を以て呼ばれる三百年間がそれである。

ヘレニズム時代には今まで分離的孤立的に生活してゐた諸地方が緊密に結付くこととなつた。ギリシヤもベルシヤも小アジアもエジプトも一つの大きな世界經濟の版圖内に捲込まれた。人々はもはや都市的封鎖經濟や家族的封鎖經濟のためには生産せず、廣く世界を市場として生産するやうになつて來た。ベルシヤの穀物・織物・麻・羊毛はギリシヤへ流れ、エジプトのガラス・紙・家畜もギリシヤへ流れ、ギリシヤの工芸品に至つてはそれこそヘレニズム世界の隅々にまで行渡つた。貨物は需要供給の原理に従つて配給され、價格も同じ原理に従つて形成された。それは完全に、自由なる世界商業の時代であつた。ギリシヤもベルシヤもエジプトもみな合して一大

義慈的史界世の變事 ブロックとなつた時代であつた。都市も各地に興起した。エジプトの人口と盛んな商業とを擁して人々の出身地を検すると、大抵は中からも立身して都市の上層階と

226

都市も各地に興起した。エジプトにも小アシアにもペルシヤにも麗はしい澤山の都市が、多くの人口と盛んな商業とを擁して興起したが、これらの新興都市について、その上層部に位置した人々の出身地を検すると、大抵はギリシヤからの移民若くはその子孫であつた。もちろん土民の中からも立身して都市の上層階級に上つた人々がないでもなかつたが、これらの人々は富あり、教養あり、その生活からいつても心情からいつても、何等ギリシヤ人と區別なきまでにギリシヤ化せる人々であつた。だからつまりそこに移住ギリシヤ人とギリシヤ化せる土民との全體から成る新しい一階層が生れたわけであり、この階層こそがヘレニズム文化の擔當者となつてゐる次第であつた。

(初出)

法學サ口

事變の世界史的意義

『アレキサンダー大王の東征』にも比すべき世界観的影響を永く世に垂しるひはらるまへな。

東亜新秩序の眞の意味は、東亜の天地に『新ヘーネズム時代』を現出させるにあり又あらねば
よつゝござら。

第四十一號

東北帝國大學法學會發行
仙台市荒井新丁一六
人木村龜二

卷之二

2

「法學」サロモン

論文について

栗生武志

昭和十四年

第八卷 第八號 附錄

新嘉坡百貨公司
總經理人
木村總經理
二郎
大英赫
三井白人
印人

杉浦先生

卷之三

大學を卒業したとき、わたくしはの性質のグゥタラなどのよく見抜いてゐた幾兒の栗生鴻之助は「おまへに、偉人を見せてやる」といつて、毎日間毎日のやうに、わたしを引はつて知名な政治家や学者を尋訪し、一々紹介の勞をとてくれた。その中に杉浦重剛先生がある。

義兄は杉浦先生の門下である。

中島の口う生物の森に入り、大學院で築の頃までスツット教にて、先生の御園陶を優厚に受けた一人である。終生「先生の方へは足を向けては寝られない」といひひしてゐた。昨年の四月、園の花の散る頃、ふとした病に倒れたが、わたくしとしては義兄をおもよたびに杉浦先生をおもひ、杉浦先生の御名をきくたびに義兄を連想せざること

(33)

國學大辭典

號八十二百八第
日一十二月十年五十和昭

10

法律學の轉回

卷之二

お訪ねしたのは夏も七月、君盛りであつたが、取次に出た君さんは義兄を見ると、ニッコリつてすぐ奥へ引込まれた。義兄そのままより込みツカツカと奥進んで行つた。わたくしも後について行つた。這入つたのは臓室ではなくして先生の寝室であった。八畳の室に白布で蔽はれたを歎き、その上に色の蒼い、眼光る、瘦せた白髪の老人が横てられた。瘦弱の如しといふ古句を僕は想ひだした。挨拶がすむと、これから何をするかと、問われたから『學問をやります』とへると、

「大いにやつたらライドやぢなか」といはれた。大いにやつたといふ意味が、政治家とか實業家とかになれといふ意味にとれたら、僕はしさゝが不思議な感をやつた。僕からすると、學問をやることは、政治や實業をやるよりもかくこ質直に苦心せざること

「君の父は高島嘉衡以来の人材だネ」と妙なことをいはれた。私の父は、失敗した一個の相場師に過ぎなかつたし、それに先生と御交際があつたとも知らなかつたので、この一言は殆ど晴天の霹靂であつた。あとで聞くと、先生と父とは肝胆相照らし座に風雲が湧上つかと思はれるばかり、双方協力を上げ合つたといふ。ややしばらくすると、『この夏は東大の文科に倫理學の講習會がなされるのでそれへ出でるよ』といはれた。出でるるといふのは講義らしい出てゐるといふ意味かなと貼してみると、神講に出でるといふ意味であつた。監讀の科目が非上記の如く博士の『日本倫理思想史』や吉川熊次博士の『教育學』であるといふこともわかつた。兎見は之をきくと抱腹絶倒せんとする。

當時先生は、東宮に在しました。今上陛下に説いて倫理の御造説を遊ばされてゐたのであつたが、御講習が始まると複数の先生の筋は、一段と瘦せられ、御講習が休暇になると、やや肥れる例であつた。桑原兄は、「あれが論語にいふ『必也』臨事而懼」といふ句の意味だ」と教へてくれた。

話の間に、當時論壇の花形であり、自由主義の闘士であられた吉野作造博士の御名も出た。先生は「先日吉野博士に會つて意見を聞いて見たよ。別段誤つた意見でもない。彼もまた國家の士だ」といはれた。

見ると先生の枕頭には、「大學一覽」がある。先生は暇があると大學一覽を開いて「何某は何年の卒業者」とか「何縣の出身だ」とかいふことを、既知未知を問はず、調べてをられるのだといふ。人才分布の分布圖は先生は調べてをられる

(34)

はをられぬのである。

卷之三

國朝詩人傳

當時先生は 東宮に在しました
今上陛下に疎んで倫理の御遺譲
遊ばされてゐたのであつたが、

黙をもつて門を出るときには愚鈍な僕の頭にも「大いにやれ」といはれた最初の御晉葉の意味がわかりかけた。それは學問でも何

日本「國有」の使命

「人生の抗争」は、徳感情の組織化

卷之三

かへらぬやうになつてゐる。

ପ୍ରକାଶନ ପତ୍ର

ՕՐԻՆԱԿԱՆ

ପ୍ରକାଶକ ପତ୍ର

ପ୍ରକାଶନ ମେଳିତ୍ତିକା

א-בְּנֵי-יִשְׂרָאֵל

卷之二

リシャ入ヤエジプト

ଓଡ଼ିଆ ପ୍ରକାଶନ

卷之三

卷之三

卷之三

か見ぬないと

卷之三

ମୁଦ୍ରଣ କାର୍ଯ୍ୟାଳୟ

(2)

「法規史」とは、少し不正確な、しかしより解り易い言葉でいければ、「歴史のこと」である。個の権力に就いて、いつどこで、それがいつ、どう變化して今日の形態に到達したか、現在どんな状態かを示す。あこかと並んで、逐次的に吟味して行く法律史である。即ち、歴史の生ひ立ちは、各法規の系譜論——これが法規史の問題である。法規の成立、廃革、統合等、およびその發展順序——それをつかむのが、法規史的目的である。民法についていへば、一様から百四十九條までの各法規の成立由來を、一々述づけやうとするのである。



法規史の觀念

栗生武夫

日本は貴族のあらものは十九世紀
が初めに出来た。あるものは十二世紀
と八世紀の間に出来、あるものは
は十五・六世紀の間に出来た
るものはゲルマンの法律を基
本體として成長し、あるもの
はローマ法をもとにした第二種分とし
て吸收して成長し、あるもの
は政治的背景に助けられ、
成りした。少數ではあるがヨーロ
ッパの法を吸んだ規定もある。

卷之三

同じゲルマンでもザクセン系のものもあり、シヴァーベン系のももある。フランスで出来た規定があり、ドイツで出来た規定もある。

法規史は、ある條文が十六世紀に出来たか十九世紀に生れたか、フランスで出来たかドイツで出来たか、ローイ法の影響のもとに成育したか、ゲルマンの基盤の上に成定したか、一々その成立と変化と而してその現代における動きとを吟味して行かうとするのである。

年	月	日	天候	風向	風速	気温	湿度	降水量	現象
1930	10	1	晴	北	弱	18	65%	0	新潟市内に初の秋の寒波が襲来。北風が強めで、気温は18度前後。
1930	10	2	晴	北	弱	17	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は17度前後。
1930	10	3	晴	北	弱	16	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は16度前後。
1930	10	4	晴	北	弱	15	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は15度前後。
1930	10	5	晴	北	弱	14	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は14度前後。
1930	10	6	晴	北	弱	13	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は13度前後。
1930	10	7	晴	北	弱	12	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は12度前後。
1930	10	8	晴	北	弱	11	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は11度前後。
1930	10	9	晴	北	弱	10	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は10度前後。
1930	10	10	晴	北	弱	9	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は9度前後。
1930	10	11	晴	北	弱	8	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は8度前後。
1930	10	12	晴	北	弱	7	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は7度前後。
1930	10	13	晴	北	弱	6	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は6度前後。
1930	10	14	晴	北	弱	5	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は5度前後。
1930	10	15	晴	北	弱	4	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は4度前後。
1930	10	16	晴	北	弱	3	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は3度前後。
1930	10	17	晴	北	弱	2	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は2度前後。
1930	10	18	晴	北	弱	1	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は1度前後。
1930	10	19	晴	北	弱	0	65%	0	朝は霧があり、午後は晴れ。気温は0度前後。

六

(14)

アーネの法典は Singulare とい
法的教養を「古文法」(Antike
recht) だといつた。かやうな實物
に接するのを厭うのナエイ
ハ大體の法典 (grosses Recht
bell) だといつた。法典の解説

ある。法典が古文法の實力方に役立
ておるならば、その法典は
必ずしも歴史的所以で、歴史的
な教法法典 (historisch-methode
tical) だと思つたのである。

□
その実力が歴史に接するに役立
たるならば、「古文法」の法
的教養は、法的教養の形式を
とらへるのではあるまい
といつたのである。

底的に深刻にせざり。その法學
教育的實力は決してない。
たゞもあれば、「古文法」の法
的教養は、法的教養の形式を
とらへるのではあるまい
といつたのである。

とにかく現代の法學は、法的教
養は、むしろ歴史的ものの方
にあるのではないかとさへも
ゆ。しかし法的教養は、結局、
學生の「歴力」を養ふが目的で
ある。これが教養法に、總理
的方法もあり、史的教養もある
が、學生の法的教養を養へやら

たの職についたのは soziale Re
cht であつたが、僕は soziale Re
cht に付成し、出來るだけ大體における
過去の法の研究を改めさせう事を
考へた。一九一九年十二月にア
ロシャ政府は、各大陸が史的の研究
に對して「必要にして可能なる制
限」を加へ、より近堅な、よりは
堅密な規則を以て之に代へるやう
命令した。一九二三年には、わや
うと Radbruch が前國司法大臣の
職にあつたが、元來彼は反對的
傾向の人で、法的教養は「人の生め
る古文法」(Alte Schule)だと看

し來つた程だから、大體にお
ける法律は實物の作成出で、さ
せるために努力をした。一九二四年
十月には、バーテン司法長官
規則の改正があつたが、改正法
は、ローマ法史、ドイツ法史、ト
イ・私法、ローマ法、私法等に關して
は、それが實行法の發達の基礎と
なつてゐる限りにおいてこれを試
験すべき點を定めた。昨二九年に
ヨーロッパが改製した意見では、
古代の法典や中古の法典を今で
講義する必要があるのならば、教
習者をしてこれに當らしめよと

(初出一覧)

昭和九（一九三四）年

八月の論壇(3) 華々しき論戰 東京朝日新聞七月三十日

—日本資本主義の特質問題—
（右縮刷版七月四三七頁）
^書評、隨筆等▼

昭和一二（一九三七）年

高等試験令の改正（上）――
自由主義下の官吏政策――
^隨筆等▼

東京朝日新聞一二月一四日
(前掲東京朝日新聞縮刷版一二月一一
八頁)

高等試験令の改正（下）――

（右縮刷版一二月二三四頁）

統制經濟下の官吏政策――
^隨筆等▼

昭和一三（一九三八）年

カレントブックス（田村徳治
「学問と世界の眞実」
館出版他）へ書評▼

不徹底な高文改正案へ隨筆等▼

震災の思出へ隨筆等▼

文藝春秋七月号

昭和一四（一九三九）年

事変の世界史的意義へ隨筆等▼

「法改店附録、大法學、學
、瑣の昭和法上再一月サ
一を錄四会日刊四
五説、年編日刊四
年む「九月法
一月へ評一學（法
刊法宮日論：法
律宮日論：後學
時沢刊」後學
報俊▽八卷
一義に岩東北
二波北一卷一部書帝号

論文についてへ隨筆等▼

杉浦先生へ隨筆等▼

文藝春秋八月号

昭和一五（一九四〇）年

法律学の一転回へ隨筆等▼

帝国大学新聞八二八号（一〇月二一日
号）
「法学」サロン四八号（法學八卷八号）
附録、八月一日刊
（前掲帝国大学新聞複製版一四卷三七
八頁）

昭和一六（一九四一）年

日本固有法論の使命へ隨筆等▼

帝国大学新聞八四二号（二月三日号）
(右帝国大学新聞複製版一五卷三四頁)

（参考）

昭和五（一九三〇）年

法規史の観念

一二大日京都正号（帝國大學新聞一三〇号）
部収、一昭四（一九三〇）年四月大新
四年（一九三〇）年四月四都（帝國大學新聞一三〇号）
（前掲帝國大學新聞複製版一五卷三七
六三月刷版（第一〇六六頁）
（註六月卷五〇八五
：

帝国大学新聞七〇七号（二月一四日号）
(右帝国大学新聞複製版一二卷七一頁)

栗生武夫先生隨筆拾遺
—栗生武夫先生單行本未収錄論稿集 第一輯—

平成8年8月1日刊
(1996)

著 者 栗生武夫
編 者

製 作 都筑印書館

©1996, printed in Japan